

国際会計基準審議会、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あづさ監査法人

国際会計基準審議会（以下、IASB）は2024年4月9日、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「本基準」という）を公表しました。本基準は公開草案（ED/2019/7）「全般的な表示及び開示」について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものです。

ポイント

純損益計算書の構成

- 純損益計算書において、特定の小計を表示することが求められます。
- 純損益計算書において、収益及び費用を分類する要件が設けられ、営業、投資、財務、法人所得税、非継続事業の5つの区分に分けて表示することが求められます。
- 「資産への投資」あるいは「顧客に対するファイナンスの提供」を主要な事業活動とする企業は、その他の一般の企業が投資又は財務区分に分類する収益及び費用のうち特定の部分を営業区分に分類することが求められます。

基本財務諸表及び注記の役割、集約及び分解の原則

- 基本財務諸表及び注記の役割が明確化されました。
- 基本財務諸表及び注記で表示又は開示する項目の集約及び分解の原則や要求事項が設けられました。表示又は開示において、項目の特性に基づいた集約及び分解が求められます。
- 営業費用の分析に関して、1つ以上の科目を機能別に表示する場合、減価償却額、償却額、従業員給付、減損損失（戻入含む）及び棚卸資産の評価減（戻入含む）の各合計額等を単一の注記において開示することが求められます。

経営者が定義した業績指標

- 経営者が使用する企業固有の業績指標のうち、経営者が定義した業績指標（MPM）の定義を満たす業績指標を提供する場合に、各MPMに関する情報を財務諸表の単一の注記において開示することが新たに要求されます。

キャッシュ・フロー計算書

- 営業活動から生じるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合、新たな小計である営業損益を調整の出発点とすることが求められます。
- 利息及び配当金の表示において認められていた選択肢が削除されます。

1. 背景

(1) 開発の経緯

本基準は、企業の財務業績報告の改善について、利害関係者の中でも特に財務諸表利用者からの強い要望に対応して開発されました（IFRS18.BC2）。本基準では、企業ごとに構成や内容に多様性がある純損益計算書に新たな小計を導入することによる企業間の比較可能性の向上、情報を基本財務諸表と注記のいずれに掲載すべきかに関する要求事項と提供する情報の詳細さのレベルを取り扱う集約及び分解の原則を設けることによる情報伝達の有効性改善、経営者が定義した業績指標の有用性を担保する規律と透明性を向上するための開示要求等の対応が図られています。

(2) 影響

本基準は、純損益計算書の財務業績に関する情報の改善に焦点を当てており、併せてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」等に限定的な修正が行われています。本基準はIFRS®会計基準を適用するすべての企業に関係し、財務業績をどのように測定するかには影響しませんが、財務業績をどのように表示し、開示するかに影響があります（IFRS18.BC1）。

IAS第1号「財務諸表の表示」の表示及び開示に関する部分は本基準に置き換わり、その他の部分は、IAS第8号「財務諸表の作成の基礎」^{※1}及びIFRS第7号「金融商品：開示」に引き継がれ（IFRS18.BC1）、IAS第1号は廃止されます（IFRS18.C8）。

※1 IFRS第18号の公表に伴い、IAS第8号の表題は「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」から「財務諸表の作成の基礎」に改訂されます。

2. 本基準の概要

以下では、本基準で新たに追加された要求事項を中心に概要を紹介します。

(1) 純損益計算書の構成

本基準は、財務業績の計算書を、単一の純損益及びその他の包括利益の計算書か、純損益計算書及び独立の（純損益から開始する）包括利益を表示する計算書のどちらかを用いて表示することを求めています（IFRS18.12）。

また、本基準では、純損益計算書に表示される情報の比較可能性及び理解可能性を高めるために、純損益計算書の構成に関する以下の要求事項が設けられています（IFRS18.BC81）。

① 区分及び小計

企業は、収益及び費用を以下の区分に分類して表示することが求められます（IFRS18.47）。

- 営業区分
- 投資区分
- 財務区分
- 法人所得税区分
- 非継続事業区分

前述の区分を踏まえて、以下の合計及び新たに追加された小計を純損益計算書に表示することが求められます（IFRS18.69）。

- 営業損益（本基準で追加された小計）
- 財務及び法人所得税前純損益（本基準で追加された小計）※2
- 純損益

※2 主要な事業活動として「顧客にファイナンスを提供」している企業については別途の定めがあります（IFRS18.69(b), 73）。

本基準を適用した純損益計算書の表示例は以下のとおりです。

純損益計算書

区分	表示科目※3
営業	収益 xx
	売上原価 xx
	売上総利益 xx
	その他の営業収益 xx
	販売費 xx
	研究開発費 xx
	一般管理費 xx
	のれんの減損損失 xx
投資	その他の営業費用 xx
	営業利益 xx
財務	関連会社及び共同支配企業の純利益に対する持分相当額 xx
	及び処分に係る利得 xx
財務及び法人所得税前利益 xx	
法人所得税	借入金及びリース負債に係る利息費用 xx
	年金負債及び引当金に係る利息費用 xx
法人所得税前利益 xx	
非継続事業	法人所得税費用 xx
継続事業からの純利益 xx	
非継続事業	非継続事業からの純損失 xx
純利益 xx	

（出所：IFRS第18号設例及びプロジェクトサマリーを基にあずさ監査法人作成）

: 要求される小計
: 有用な構造化された要約※5 を提供する追加の小計
: 区分（要求される小計あり）
: 区分（要求される小計なし）※6

※3 営業費用を機能別及び性質別に分類・表示している^{※4}、特定の主要な事業活動を有さない一般的な企業の開示例。

※4 一部の営業費用を機能別に、他の営業費用を性質別に分類・表示することが最も有用な構造化された要約^{※5}を提供すると企業が判断する場合 (IFRS18.B81)

後述「(2) ② (b) 営業費用の分析に関する要求事項」参照

※5 後述「(2) ① 基本財務諸表及び注記の役割」参照

※6 これらの区分に小計は要求されないが、一般的に「法人所得税前利益」及び「非継続事業前利益」の小計が適用可能な場合はそれらの小計を表示するとされています (IFRS18.BC83)。

本基準は、収益及び費用の区分を以下のように説明しています。なお、為替差額は、原則、当該為替差額を生じさせた項目からの収益及び費用と同じ区分に分類されます (IFRS18.B65)。ただし、当該分類に過大なコストや労力を伴う場合には営業区分に分類します (IFRS18.B68)。

■ 営業区分

営業区分に分類される項目を定めて、企業間で比較可能な営業利益の小計を表示することで、財務諸表利用者が行う分析における一貫性のある出発点となる有用な情報を提供します (IFRS18.BC88, BC93)。本基準は営業区分を、投資、財務、法人所得税又は非継続事業の区分に分類されないすべての収益及び費用から構成される「デフォルト」区分としています。このアプローチは、純損益に含まれる投資、財務、法人所得税及び非継続事業以外のすべての収益及び費用は、企業の営業から生じるというIASBの見解を反映しています。これにより、財務諸表利用者が将来の結果を予測する助けとなる可能性のある、変動性が高い、あるいは通例でない収益及び費用が営業区分に含まれることになりますが、そのような予測価値の有無は、収益及び費用を営業区分に含めるべきか、その他の区分に含めるべきかを決定する特性ではないこと、また、それらの収益及び費用を除外することは、企業の当期の営業における成果の忠実な表現とならないことになるとされています (IFRS18.52, B42, BC89)。

■ 投資区分

関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資から生じる収益及び費用、現金及び現金同等物から生じる収益及び費用、個別に、かつ、企業が保有している他の資源とは概ね独立してリターンを生み出す資産から生じる収益及び費用が投資区分に分類されます (IFRS18.53, 54)。なお、非連結子会社に対する投資とは、個別財務諸表における子会社株式やIFRS第10号「連結財務諸表」に定義される投資企業による保有等を指します (IFRS18.B44)。

■ 財務区分

資金調達のみを伴う取引から生じる負債^{※7}から生じる収益及び費用、及び資金調達のみを伴うものではない取引から生じる負債（財又はサービスの支払債務、リース負債、確定給付年金負債等）^{※7}から生じる特定の収益及び費用^{※8}について財務区分に分類されます (IFRS18.59-61, B53)。

※7 デリバティブ及び指定されたヘッジ手段等、別途の定めが設けられた項目は除きます (IFRS18.63-64)。

※8 利息収益及び利息費用並びに金利変動から生じる収益及び費用であり、そのような収益及び費用を企業が他の IFRS 会計基準の要求事項を適用するうえで識別する場合に限ります (IFRS18.61)。

■ 法人所得税区分

法人所得税区分には、IAS第12号「法人所得税」を適用して純損益計算書に計上される税金費用又は税金収益、及び関連する為替差額を分類します（IFRS18.67）。

■ 非継続事業区分

非継続事業区分には、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の要求に基づく非継続事業から生じる収益及び費用を分類します（IFRS18.68）。

② 特定の主要な事業活動を有する企業

企業の主要な事業活動の1つが「資産への投資」又は「顧客にファイナンスを提供」である場合（特定の主要な事業活動）、これらの特定の主要な事業活動に関する収益及び費用を投資区分又は財務区分に分類する要求事項は、企業の営業業績の主要な指標を営業区分に表示する妨げとなることがわかりました。このため、IASBは、このような場合には、関連する収益及び費用のうち特定の部分を投資又は財務の区分ではなく営業区分に分類することとしました（IFRS18.BC90, BC94）。

企業が本基準にしたがって収益及び費用を営業、投資及び財務区分に分類する際には、特定の主要な事業活動を有しているか評価を行うことが求められます。その際、複数の主要な事業活動を有する場合には、「資産への投資」及び「顧客にファイナンスを提供」のいずれか又はその両方が主要な事業活動であるかどうかを決定すれば良いことになります。（IFRS18.49, B30）。

主要な事業活動として「資産への投資」を行う企業は、前述の①「区分及び小計 投資区分」に係る収益及び費用について、一部の項目^{※9}を除き営業区分に分類します（IFRS18.50, 55-58）。

※9 関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資について持分法で会計処理されている場合は常に投資区分に分類され（IFRS18.55(a)）、現金及び現金同等物は営業区分に分類されない場合（IFRS18.56）があります。

主要な事業活動として資産への投資を行う企業例として、以下が示されています（IFRS18.B31）。

- IFRS第10号「連結財務諸表」で定義される投資企業
- 投資不動産会社
- 保険会社

主要な事業活動として「顧客にファイナンスを提供」する企業は、前述の「①区分及び小計 財務区分」に係る収益及び費用の特定の部分を営業区分に分類します（IFRS18.65-66）。主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業例として、以下が示されています（IFRS18.B32）。

- 銀行や他の融資機関
- 企業の製品を購入するために顧客にファイナンスを提供する企業
- ファイナンスリースにより顧客にファイナンスを提供するリースの貸手

(2) 基本財務諸表及び注記の役割、集約及び分解の原則

① 基本財務諸表及び注記の役割

基本財務諸表とは、財務業績の計算書、財政状態計算書、持分変動計算書、及びキャッシュ・フロー計算書をいいます（IFRS18.11）。企業は財務諸表の目的^{※10}を達成するため、基本財務諸表に情報を表示し、注記に情報を開示しますが、重要性がある情報のみ表示又は開示する必要があります（IFRS18.15）。

※10 財務諸表の目的は、報告企業の資産、負債、資本、収益及び費用に関して、財務諸表利用者が、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価、及び企業の経済的資源に係る経営者の受託責任の評価を行う際に有用な財務情報を提供することです（IFRS18.9）。

本基準は、基本財務諸表及び注記の役割を次のように定め、これに基づき、企業が情報を基本財務諸表又は注記のいずれに含めるのかを決定することを要求しています（IFRS18.18）。

基本財務諸表の役割	注記の役割
<p>報告企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについて、財務諸表利用者にとって次のことに有用な構造化された要約（useful structured summaries）を提供すること（IFRS18.16）</p> <ul style="list-style-type: none">● 企業が認識した資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ること（IFRS18.16(a)）● 企業間での比較、及び同一企業の各報告期間の比較を行うこと（IFRS18.16(b)）● 財務諸表利用者が注記において追加的な情報を求めたいと考える可能性のある項目又は領域を識別すること（IFRS18.16(c)）	<p>次の重要性がある情報を提供すること（IFRS18.17）</p> <ul style="list-style-type: none">● 財務諸表利用者が基本財務諸表に表示されている科目を理解できるようにするために必要な情報（IFRS18.17(a)）● 追加的な情報で基本財務諸表を補足して財務諸表の目的を達成するために必要な情報（IFRS18.17(b)）

（出所：プロジェクトサマリーを基にあずさ監査法人作成）

② 集約及び分解の原則

本基準は、集約及び分解の原則に関して、主に以下の内容を定めています。

- 集約及び分解の原則や要求事項の導入
- 営業費用の分析に関する要求事項

(a) 集約及び分解の原則や要求事項の導入

財務諸表には必ずしも適切に集約又は分解された情報が含まれていないという財務諸表利用者からの意見に応えて、集約及び分解の原則や要求事項が以下のとおり定められました（IFRS18.BC71）。

- 集約及び分解の原則（IFRS18.41）
 - 資産、負債、資本、収益、費用又はキャッシュ・フローを、共有している特性（性質、機能、測定基礎等）に基づいて項目に分類し集約しなければならない（IFRS18.B17(b)）
 - 項目は共有していない特性に基づいて分解しなければならない

- 有用な構造化された要約を提供するという基本財務諸表の役割を果たす科目を表示するため、項目を集約又は分解しなければならない
- 重要性がある情報を提供するという注記の役割を果たす注記情報を開示するため、項目を集約又は分解しなければならない
- 財務諸表における集約及び分解は重要性がある情報を不明瞭にしないことを確保しなければならない
- 集約及び分解の要求事項
- 集約及び分解の原則を適用するため、企業は項目の特性に基づいて以下のようにして集約及び分解をすることが求められます（IFRS18.B17）
 - ・ 個々の取引又はその他の事象から生じた資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローを識別する
 - ・ 少なくとも1つの類似した特性を共有する科目及び項目による、基本財務諸表の表示及び注記の開示が行われるよう、資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローをその特性に基づいて分類し、集約する
 - ・ 基本財務諸表及び注記の目的を達成するために必要な場合は、異なる特性に基づいて項目を分解する
- 「その他」の表示（IFRS18.B25-B26）

企業は、情報量のより多い名称が見出せない場合に限り、「その他」という名称で表示又は開示します。この場合、企業は「その他の営業費用」や「その他の金融費用」のように可能な限り正確に集約項目を示す名称を使用します。また、情報に重要性がない項目のみの集約については、情報に重要性がある可能性のある項目を含んでいるかもしれない、財務諸表利用者が合理的に疑問を持つ可能性があるほど十分に大きいかどうかを検討します。十分に大きい場合は、その疑問を解消する情報は重要性があり、例えば、次のような追加的な情報の開示が求められます。

- ・ 情報に重要性がある項目がその金額に含まれていない旨の説明
- ・ 最も大きい項目の性質及び金額の明示とともに、当該金額が情報に重要性のない、いくつかの項目で構成されている旨の説明

（b）営業費用の分析に関する要求事項

- 営業費用の表示
- 企業は、財務諸表利用者にとって情報の有用性が向上するよう、純損益計算書の営業区分において、費用の性質又は企業内における費用の機能のいずれか、もしくは両方の特性を使用して、費用の最も有用な構造化された要約が提供される方法で、費用を科目に分類し、表示することが要求されます（IFRS18.78, BC247）。一部の営業費用を機能別に分類し、その他の営業費用を性質別に分類することで最も有用な構造化された要約を提供することもあるため、すべての科目を性質別又は機能別のいずれかで表示する必要はないとされています（IFRS18.79, B81, BC247）。

- 営業費用を機能別に分類する場合

IAS第1号においても費用を機能別に分類する企業は、費用の性質に関する追加情報の開示が要求されていました。しかし、実際の開示が不足していたため、本基準では財務諸表利用者からの強い要望により、純損益計算書の営業区分で機能別分類による費用で構成される科目を1つ以上表示している場合の追加情報の要求事項が強化されました（IFRS18. BC261）。

- ・ 営業費用に機能別分類による売上原価が含まれる場合、売上原価は他の科目と区分して表示する (IFRS18.82(a))
 - ・ 機能別による各科目に含まれる費用の性質に関する定性的な説明を開示する (IFRS18.82(b))
 - ・ 単一の注記において、減価償却額、償却額、従業員給付、減損損失（戻入含む）、棚卸資産の評価減（戻入含む）の各合計額を開示する (IFRS18.83(a))。なお、これらの各合計額は当期の費用として認識した金額である必要はなく、資産の帳簿価額の一部として認識した金額を含めることができる (IFRS18.B84)。
- また、これらの各合計額について、営業区分で認識された各科目に関連する金額 (IFRS18.83(b)(i)) 及び当期の費用として営業区分で認識された金額以外の各合計額に関連する金額（当期の費用として認識されない金額）を含む科目のリストを開示する (IFRS18.83(b)(ii), B84)。

(3) 経営者が定義した業績指標 (MPM)

① 経営者が定義した業績指標の定義及び特定

本基準は、経営者が定義した業績指標を、次の3つの要件すべてを満たす収益及び費用の小計であると定めています (IFRS18.117)。

- (a) 企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用する
 - ・ 一般とのコミュニケーションの範囲には、経営者による説明、プレスリリース、投資家向けのプレゼンテーション等が含まれるが、口頭でのコミュニケーションやその書き起こし、ソーシャルメディアへの投稿は含まれないとされています (IFRS18.B119)。
 - (b) 企業全体としての財務業績の一側面についての経営者の見方を企業が財務諸表利用者に伝えるために使用する
 - ・ 本基準は、企業が反証しない限り、収益及び費用の小計のうち財務諸表の外での一般とのコミュニケーションに含めているものは、企業全体としての財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるものと推定されるとしています (IFRS18.119)。
 - (c) 収益及び費用の小計ではあるが経営者が定義した業績指標には当たらないものとして本基準第118項で定められたものではない、又は、IFRS会計基準で具体的に表示又は開示が要求されていない
 - ・ 本基準第118項は、経営者が定義した業績指標には当たらない収益及び費用の小計として以下を定めています。
 - ・ 売上総損益（収益から売上原価を控除したもの）及び類似の小計
 - ・ 減価償却、償却及びIAS第36号の範囲内の減損前の営業損益
 - ・ 営業損益及び持分法を適用したすべての投資からの収益及び費用
 - ・ 営業損益及び投資区分に分類されるすべての収益及び費用の小計^{※11}
- ※11 主要な事業活動として「顧客にファイナンスを提供」している企業で別途の定め (IFRS18.73) を適用した場合 (IFRS18.118(d))
- ・ 法人所得税前純損益
 - ・ 継続事業からの純損益

なお、経営者が定義した業績指標は収益及び費用の小計に限定されるため、収益のみ又は費用のみの小計、資産・負債・資本及びこれらの組合せの指標、財務比率、流動性やキャッシュ・フローの指標、非財務指標等は経営者が定義した業績指標ではないとされています（IFRS18.B116）。ただし、財務比率の分子又は分母に用いられる小計が経営者が定義した業績指標の定義を満たす場合、当該小計は経営者が定義した業績指標に当たり、同様の開示が求められます（IFRS18.B117）。

② 経営者が定義した業績指標の開示

経営者が定義した業績指標の定義を満たすすべての指標は、財務諸表の单一の注記において開示することが要求されます（IFRS18.122）。

注記には以下が含まれられます。

- 経営者が定義した業績指標は企業全体の財務業績の一側面に関する経営者の見方を伝えるものであり、他の企業が提供している類似した名称や表記を共有する指標と必ずしも比較可能ではないという記載（IFRS18.122）
- 経営者が定義した業績指標のそれぞれが企業の財務業績に関する有用な情報を提供すると経営者が考える理由を含む、経営者が定義した業績指標によって伝えられると経営者が考える財務業績の一側面についての記述（IFRS18.123(a)）
- 経営者が定義した業績指標のそれぞれの計算方法（IFRS18.123(b)）
- 経営者が定義した業績指標のそれぞれと、次のいずれかとの調整表（調整表で開示される各項目の税効果及び非支配持分への影響を含む）（IFRS18.123(c)(d)）
 - 最も直接的に比較可能な本基準第118項（上記①(c)参照）で示された小計
 - IFRS会計基準で具体的に表示又は開示することを求められる合計又は小計
- 上記税効果の影響を決定する方法の説明（IFRS18.123(e)）
 - 税効果の影響の決定方法は、(i)該当する課税法域における取引に適用される法定税率を用いる方法、(ii)該当する課税法域における企業の当期税金及び繰延税金の合理的な比例配分に基づく方法、(iii)当該状況においてより適切な配分を達成する他の方法、のいずれかによって決定します（IFRS18.B141）。
- 経営者が定義した業績指標を変更・追加・使用を中止等する場合は、変更等及びその影響の説明、変更等の理由、その影響を遡及して修正再表示した比較情報（IFRS18.124）

IFRS第18号に付属する設例では、経営者が定義した業績指標の調整表について、以下の開示例が示されています。

		調整項目			
	IFRS 会計基準	減損損失	構造改革 費用	有形固定資 産除却益	経営者が定義 した業績指標 (MPM)
その他の営業利益		-	-	(1,800)	
研究開発費		1,600	-	-	
一般管理費		-	3,800	-	
のれんの減損損失		4,500	-	-	
営業利益／ 調整後営業利益	57,000	6,100	3,800	(1,800)	65,100
法人所得税		-	(589)	297	
継続事業からの純利益／ 調整後継続事業からの純利益	32,100	6,100	3,211	(1,503)	39,908
非支配持分に帰属する純利益		305	161	-	

(出所：IFRS第18号 設例 注記2を基にあずさ監査法人作成)

(4) キャッシュ・フロー計算書

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」は次のように改訂されました。

- 間接法を用いて営業活動によるキャッシュ・フローを表示する場合、調整の出発点が、純損益から新たな小計である営業損益に変更されました (IAS7.18)。これは、営業損益を出発点とすることで営業活動によるキャッシュ・フローの調整項目が少なくなり、営業活動によるキャッシュ・フローの区分の表示が簡素化されるためとされています (IAS7.BC47(a))。
- 利息及び配当の分類の選択肢が削除されました (IAS7.31-34D)。

キャッシュ・ フロー項目	現行基準の分類	本改訂で定められた分類	
		一般的な企業	特定の主要な事業活動を 有する企業 ^{※12}
利息の受取額	営業又は投資	投資	純損益計算書における分類を 参照し、各項目についていず れか単一の区分に分類する
配当金の受取額	営業又は投資	投資	
利息の支払額	営業又は財務	財務	
配当金の支払額	営業又は財務		財務

(出所：影響分析 (Effects Analysis) を基にあずさ監査法人作成)

※12 前述「(1) 純損益計算書の構成 ②特定の主要な事業活動を有する企業」参照

(5) その他の基準書の主な改訂

主に次の基準書が改訂されました。

IAS第33号 「1株当たり利益」	基本的及び希薄化後1株当たり利益の表示に加え、異なる業績指標を分子に用いた追加的な1株当たりの数値を注記において開示することが認められますが、その分子に使用できる指標はIFRS第18号で定められた一定の合計又は小計、及び、経営者が定義した業績指標のいずれかに限定されます (IAS33.73B, BC16)。
IAS第34号 「期中財務報告」	IFRS第18号で要求される経営者が定義した業績指標に関する開示が期中財務報告においても要求される (IAS34.16A(m)) 等の改訂が行われました。

(6) 適用日及び経過措置

本基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められ、早期適用を行う場合はその旨を注記において開示することが要求されます (IFRS18.C1)。

本基準はIAS第8号に基づき遡及適用されます (IFRS18.C2)。また、本基準を最初に適用する期間の年次財務諸表における直前の比較情報に関して、純損益計算書の科目ごとに、本基準を適用した金額とIAS第1号を適用して従前表示された金額との調整表の開示が要求されます (IFRS18.C3)。当該調整表は期中財務諸表における期中報告期間及び累計期間の比較情報に含まれる純損益計算書の各科目についても要求されます (IFRS18.C5)。また、本基準適用初年度の要約期中財務諸表では企業が本基準を年次財務諸表に適用して使用することが見込まれる各見出し及び小計を表示する必要があります。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あづさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製及び使用的権利は厳しく制限されています。IFRS財団及びその出版物の使用に係る権利に関する事項は www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為又は不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶發的又は重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則又は罰金を含むあらゆる性質の請求又は損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSBTM」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あづさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中及び（又は）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。